

確かに、保険料を払わないという点では、同じように見えますが、免除と滞納は大きく違います。

年金保険料は、老後のためだけに支払うものではないんです。

たとえば、交通事故や病気になり障害が残ったとき、障害の年金を受取ることが出来るか、大変に重大なことです。

同じ怪我で障害が残った場合、免除申請をしておけば年金の請求をすることができますが、滞納の場合は請求することも出来ません。年金を請求する条件があって、保険料を一定期間滞納すると請求する権利もなくなるのです。その点、免除申請をしておけば滞納ではないので心配いりません。

<梨花さんの疑問～その4～>

じゃあ、卒業してからその分を払っていけばいいの？

<西尾から>

はい。面倒がらずに手続きをちゃんとしておきましょうね。

免除申請をした保険料は、10年以内に限って支払うことが出来ます。

2年以内なら、利息も不要ですから、社会人になったら払い始めましょう。

卒業後の生活設計に、保険料の支払いも忘れず入れておきましょう。

免除申請をしておけば、保険料は免除になりますが、その後老齢の年金額には反映されませんから、ご注意ください。

<梨花さんの疑問～その5～>

保険料を払うとすれば、いつから？

<西尾から>

梨花さんは、1月1日生まれですね？法律的に20歳になるのはお誕生日の前日ですから、2005年12月31日です。20歳になった月から保険料の支払い義務が生じますから、12月分から支払うことになるわけですね。

なんか損したみたいですが、その分、保険料の支払いも早く終わるわけです。

★年金ケーススタディ(年金であった、こんなトラブル) ～60歳で会社を定年退職した三郎さんの場合～

今年3月末日で、60歳定年退職した三郎さん(男性、昭和20年3月×日生まれ)は、60歳から厚生年金の報酬比例部分の年金も受給でき、退職金プラス年金で悠々自適。

58歳の奥様と温泉三昧の楽しい日々をお過ごしでした。ところが、30歳まで会社員だった奥様の年金を確認しようと社会保険事務所にいったところ、奥様の種別変更届が出ていませんと言われて、驚いた三郎さん。

実は、ちょっとしたことですが、うっかりしていたことがあったのです。

会社員の被扶養配偶者(男女とも可)は、国民年金の第3号被保険者です。保険料を本人が負担しなくても、保険料が払われていることになり、年金を受取る期間にカウントされます。

でも、ここに、落とし穴があるのです。

三郎さんが60歳で退職した場合、三郎さんはもう国民年金に保険料を支払う義務はありません。

でも三郎さんの奥様(被扶養配偶者)が60歳未満であれば、奥様は60歳になるまで保険料の負担が義務付けられているのです。

入社時の3号手続きは、会社が行いますが、退社した後は全て自己責任。保険料を毎月支払っていなかったので実感がないのは、よくわかりますがこのままほ放っておくと国民年金に未加入となり、将来の年金額が減額されたり、年金をもらうための必要条件である25年の期間を作れないかもしれません。退職時、60歳未満の被扶養配偶者がおいでの場合、退職後14日以内に市町村、区役所の国民年金課で国民年金の資格取得届の手続きが必要なのです。

この際に必要な種類は、退職を証明する書類(離職票等)と印鑑です。

平成17年度の国民年金保険料は、月額13,580円。

余裕がありなら、付加保険料月額400円を払って置かれるとお得です。

このケースは、60歳以下の被扶養配偶者がおいでの方が、会社員から自営業に転職なさる場合も同じです。
自営業者には、被扶養配偶者という観念はないので、お二人とも国民年金の第1号被保険者で、保険料支払い義務が生じます。

三郎さんは、早速奥様の手続きに区役所にいかれました。

=====

★年金トピックス～国民年金の保険料が4月からアップします～

国民年金は、保険料が平成18年4月から13,860円
(現行13,580円)となります。
これから、毎年280円ずつアップしていき、平成29年4月以降は、
16,900円となり固定されます。
(今の法令では)

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com
WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>
配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
